

軽自動車税減免のお知らせ

軽自動車を所有する人で、身体（精神）に障がいがあり、一定の要件に該当する場合は、申請により軽自動車税が減免されます。



対象

身体や精神障がいのために歩行することが困難な人が軽自動車を所有する場合。
18歳未満の身体障がい者、又は知的障がい者、精神障がい者と生計を一つにする人が軽自動車を所有、使用する場合。
身体障がい者等が所有する軽自動車を、生計を一つにする人が、当該身体障がい者等のために、通院・通学・通所等に使用する場合。
身体障がい者等が所有する軽自動車で、身体障がい者等のみで構成される世帯を常時介護するために使用する場合。
その構造が専ら身体障がい者等の利用に供するためのものである軽自動車。

注意事項

普通自動車税の減免を受けている人は、軽自動車の減免を受けることはできません。
軽自動車の減免を受ける方は、市が交付する福祉タクシー利用助成券を受給することはできません。
公益のために専用する軽自動車等についても減免の対象となります。

減免申請に必要なもの

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳
運転免許証 車検証 印鑑
平成20年度軽自動車税納付書（納めていないもの）
納税されますと、減免申請はできませんので注意してください。

減免申請期間

5月15日(木)～26日(月) 土・日曜日を除く
時間：8時30分～17時15分

お問い合わせ先

市役所 税務課 課税係 電話(23)9220
受付は、両支所でも行います

武雄～有明佐賀空港 乗合タクシー運行開始



有明佐賀空港

大人片道
2,000円



武雄市

運行形態

事前予約制（利用希望日の前日12時まで）

《出発便》航空機出発の約50分前に空港到着

《到着便》航空機到着後、利用者が揃い次第空港出発

ご予約・お問合せ先

温泉タクシー株式会社 電話(23)6161

株式会社武雄タクシー 電話(23)1111

武雄～有明佐賀空港直通の乗合タクシーが4月1日より運行開始されています。

有明佐賀空港発着の全ての便に対応しており、お一人様の予約から運行いたします。予約は利用希望日の前日の12時までとなっています。乗降場所は武雄市役所前、北方支所前、楼門前ですが、予約状況、運行ルートによっては、それ以外でも乗降できる場合があります。詳しくはタクシー会社にお問合せください。

空港まで乗り換えなしで行ける有明佐賀空港乗合タクシー。旅行、出張などにぜひご利用ください。

運行区間 有明佐賀空港～武雄市

運賃

大人（満12歳以上） 片道2,000円

小人（満12歳未満） 片道1,000円